

# 令和5年度青森県DX先行モデル創出支援事業費 補助金募集要領

## 目的及び概要

県では、県内産業のDXを牽引する先行モデルを創出し、県内企業へのDXの波及効果を高めるため、県内の中小企業者が行う、デジタル技術の活用によりビジネスに変革を起こし、企業価値を高める新商品・新サービスなど新ビジネスの創出や、デジタルマーケティングなど新たな顧客の獲得に向けた取組に要する経費について補助します。

## 1 応募資格

応募資格を有する方は、応募する時点で、次の要件を満たす方とします。

県内に本社及び本店を有する中小企業者（「中小企業基本法」第2条第1項及び「中小企業等経営強化法施行令」第1条に規定する者）であって、下記の要件を満たす者とする。

- ・資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

業種	資本金	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

- ※1 資本金は、資本の額又は出資の総額をいう。
- ※2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づき、あらかじめ解雇の予告を必要とする者と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれない。
- ※3 上記の表に該当する者であっても、後述するみなし大企業に該当する場合は補助対象とならない。
- ※4 県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- ※5 収益事業を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象としない。また、本事業の趣旨から、政治団体、宗教法人、暴力団関係などの団体も補助対象としない。

ただし、次の（１）～（５）のいずれかに該当する者は、大企業とみなす（みなし大企業）。

- （１）発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- （２）発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者
- （３）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者
- （４）発行済株式の総数又は出資価格の総額を（１）～（３）に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- （５）（１）～（３）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※１ 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに上記の表の数字を超える者である。海外企業についても、資本金及び従業員数がともに上記の表の数字を超える場合、大企業に該当する。また、自治体等の公的機関に関しても、中小企業基本法の範囲外であり、大企業に該当する。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※２ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上をみなし大企業が所有している中小企業者もみなし大企業として取り扱う。

※３ 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及ぶ。

※４ 上記（３）の役員には、会社法第２条第１５号に規定する社外取締役及び会社法第３８１条第１項に規定する監査役は含まれない。

## 2 補助対象事業

自社の課題の解決策として進める、デジタル技術の活用によりビジネスに変革を起こし、企業価値を高める新商品・新サービスなど新ビジネスの創出や、デジタルマーケティングなど新たな顧客の獲得に向けた取組で、県内事業者のDXを牽引する先行モデルとなり得る事業（県内で実施する取組に限る。）。

## 3 補助金額と補助件数

### （１）補助金額

補助対象経費の１／２に相当する額又は７５０万円のいずれか低い額以内の額

### （２）補助件数

２件程度（予算１，５００万円以内の範囲）

## 4 補助対象経費

デジタル技術の活用によりビジネスに変革を起こし、企業価値を高める新商品・新サービスなど新ビジネスの創出や、デジタルマーケティングなど新たな顧客の獲得に向けた取組に要する経費で、システム構築、デジタル電子機器導入、デジタル広告及びリピーター獲得のためのデータ分析に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。

経費区分	内 訳
謝 金	専門家等謝金
旅 費	専門家等旅費、従業員等旅費
事業費	会議費、会場借上料、通信運搬費、借損料（リース料）、マーケティング調査費（広報費、展示会等出展料等を含む。）、委託料（コンサルタント費を含む。）、クラウドサービス利用料
開発費	開発等に係る経費（原材料費、加工費、システム構築費等）、開発等に直接従事する従業員等（県内に住所を有する者に限る。）の人件費（ただし、直接作業時間に対するものに限る。）
物品購入費	機械装置費、物品費、消耗品費（印刷製本費、資料購入費を含む。）

## 5 応募方法

応募に当たっては、必要事項を記載の上、次の書類を下記の問い合わせ先・応募窓口まで電子メールでお送りください。

- (1) 令和5年度青森県DX先行モデル創出支援事業費補助金申込書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 収支予算書（様式3）
- (4) 申請者の過去2年分の決算報告書又はそれに類するもの
- (5) 申請者の定款又はこれに代わる書面（個人である場合を除く。）

## 6 審査方法

### (1) 書類審査

申込者からの応募書類に基づき審査いたします。

※ 申込者多数の場合には書類審査で選抜されることがあります。

### (2) 最終審査

非公開で対面による審査を行います。

所要時間はプレゼンテーション10分、質疑応答10分程度となります。

### (3) 採択事業者の決定

書類審査と最終審査の合計点の高い順に採択事業者を決定いたします。

※ 合計点が同点の場合は最終審査の点が高い者を優先します。

## 7 審査基準

- (1) 事業に新規性があり、他にない優位性を保持しているか。
- (2) 他の事業者等の参考となる事例で、地域の産業に波及する内容であるか。

- (3) 事業の実現可能性が高く、将来を見据えた業務の効率化、収益化等が認められる内容であるか。
- (4) 事業実施体制が適切であるか。
- (5) 事業内容が県の施策等と合致しているか。

## 8 スケジュール

- (1) 募集期間  
令和5年5月31日(水)～令和5年7月31日(月)17時  
※ 応募状況によっては、期間満了後も引き続き募集する場合があります。
- (2) 審査(書類・対面)  
令和5年8月中(予定)
- (3) 審査結果の通知  
令和5年8月中～下旬(予定)  
※ 申込者には、審査結果を文書でお知らせします。
- (4) 交付申請  
令和5年8月下旬(予定)  
※ 採択事業者は「令和5年度青森県DX先行モデル創出支援事業費補助金交付要綱」に基づき、改めて交付申請を行っていただきます。
- (5) 事業開始  
令和5年9月(予定)  
※ 交付申請の承認後、補助金の交付決定を受けて事業開始となります。
- (6) 状況報告(中間報告)  
令和5年12月8日(金)まで  
※ 令和5年11月30日(木)までの状況を報告書で提出していただきます。
- (7) 事業完了  
令和6年2月29日(木)まで
- (8) 補助金の交付  
事業完了の実績報告後、県による検査を経て、補助金を交付します。

## 9 主な留意事項

- (1) 事業実施に必要な場合の財産(例:機械装置費(システム用PC、デジタルサイネージ等))の取得は認められますが、取得する前に必要と認められるかどうか事前に御相談ください。
- (2) 採択事業の実施に当たっては、本補助金交付要綱に従っていただきます。
- (3) 既存のアイデアの盗用等が原因のトラブルに関しては、当事者間で解決して頂き、青森県は一切関知しません。
- (4) 青森県に提出した書類は返却しません。
- (5) 応募された申込書・事業計画等については、最終審査に進んだ場合、最終審査プレゼンテーション及び審査員配付資料等として同意したものとみなします。
- (6) 知的財産権等出願を検討されている事業計画については、応募により、新規性を喪失する可能性があり、後に特許等を取得できなくなる可能性がありますので、事前に御相談ください。

※ 補助金に関する詳細な留意事項は別添 1 としてまとめておりますので、必ず御確認ください。

## 10 情報公開等

本補助金の目的に鑑み、採択された事業の取組状況や成果については、随時、青森県DX総合窓口ポータルサイト、県のホームページ、広報紙等で事例として公開しますので、御協力願います。

## 11 問い合わせ先・応募窓口

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号（県庁南棟4階）

青森県商工労働部 新産業創造課 産業DX推進グループ 担当 鳥山

電話：017-734-9418

FAX：017-734-8115

メール：sozoka@pref.aomori.lg.jp

URL：[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/sozoka/r5\\_degi\\_hojo.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/sozoka/r5_degi_hojo.html)